

児童福祉法

昭和22年12月12日法律第164号

改正法令

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

令和1年6月7日法律第26号

令和2年4月1日 施行

【旧】

児童福祉法

〔昭和二十二年十二月十二日
法律第百六十四号〕

：

：

《略》

：

〔設備及び運営の基準〕

第三十四条の八の二 市町村は、放課後児童健全育・・・《略》・・・

② 市町村が前項の条例を定めるに当たつては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

③ 放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の・・・《略》・・・

【新】

児童福祉法

〔昭和二十二年十二月十二日
法律第百六十四号〕

：

：

《略》

：

〔設備及び運営の基準〕

第三十四条の八の二 市町村は、放課後児童健全育・・・《略》・・・

② 市町村が前項の条例を定めるに当たつては、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

③ 放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の・・・《略》・・・